

福岡県公報

令和元年8月16日
第30号

目次

告示(第221号-第226号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	3
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課)	3
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	3
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
正 誤		
○道路の供用の開始(令和元年8月福岡県告示第188号)中正誤		5

告 示

福岡県告示第221号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田1995の9、2045の5
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	福 岡 線 日 田 線	前	大野城市錦町三丁目18番 1先から 大野城市錦町三丁目25番 2先まで	17.2 ～ 19.9	59.7
			後	大野城市錦町三丁目18番 1先から 大野城市錦町三丁目25番 2先まで	17.2 ～ 19.6	59.7

福岡県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	野 路 線 土佐井 線	築上郡上毛町大字土佐井829番5先から 築上郡上毛町大字土佐井805番1先まで

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	国 見 線 松 江 線	豊前市大字中村676番13先から 豊前市大字中村676番14先まで

福岡県告示第225号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林子定森林の所在場所
飯塚市舍利蔵字谷辺1416、1417
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷辺1416・1417（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

元年8月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	上ノ河内 有 安 線	築上郡築上町大字上ノ河内1132番4先から 築上郡築上町大字上ノ河内1145番20先まで

公 告

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営流川地区土地改良（農道整備）事業 変更計画書の写し	令和元年8月16日から 令和元年9月13日まで	うきは市役所

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に係る審査基準及び処分基準の制定及び一部改正、及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に係る審査基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に

掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本基準は、内閣府が意見公募手続を実施して定めた改正と実質的に同一の内容の制定及び一部改正であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当することから、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

令和元年7月30日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

久留米小郡都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和元年9月13日（金曜日） 午後3時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

小郡市役所西別館3階会議室（小郡市小郡255番地1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 久留米小郡都市計画区域区分の変更の案の概要

(2)の場所において閲覧に供する計画書及び計画図表示のとおり。

(2) 閲覧

令和元年8月16日（金曜日）から同月30日（金曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和元年8月30日（金曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の(2)の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで水産業協同組合法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規

定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準及び標準処理期間の改正日

令和元年7月18日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字鶴木字立島1311番1から1311番3まで、1312番2、1312番4及び1312番9から1312番11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番14号

日硝実業株式会社

代表取締役 生駒 誠司

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴収した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)ダイレックス岡垣店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目362番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

通学路となっているため、登下校時の大型車の出入りを極力避けること。
地域住民から安全対策の要望があった場合は、誠意をもって協議・対応のこと。

(2) 騒音の発生に係る事項等

開店後に、騒音・振動・悪臭等で地域住民の生活環境を害することが無いように
すること。苦情があった時は、地域住民と誠意をもって協議・対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項等

店舗から排出される事業系一般廃棄物に関して、事前に遠賀・中間地域広域行政
事務組合に連絡を行い、組合から紹介のあった地域の担当収集業者と、ごみ集積場
所やごみ収集車の経路等の調整をすること。

(4) その他

開店後に、公共施設の損傷が発生した場合は、事業者負担により復旧させること
。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九
州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 水巻町土地利用計画店舗
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36
条第3項の規定により公告する。

令和元年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字筑紫904番5、904番6及び914番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市大字筑紫901番地

学校法人 橘学園

理事長 小林 隆

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
1・8・2	26	告示	188	3	○			表中	飯塚市川島455番1 [○] 先	飯塚市川島457番3 [●] 先